



「精神科入院制度の基本」

障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）が施行され、13年目を迎えました。同法により、いわゆる「三障害」の支援（サービス提供）が同じ制度で行われるようになり、精神障害者への支援（サービス提供）は、より広範囲で多様な事業所によって提供されるようになりました。

精神科医療や精神保健福祉分野での支援は、知的障害者や高齢者、就労支援を行っている事業所にとっても、ますますサービス提供の機会が増えているところです。

そこで昨年度に続き、精神科入院制度の基本的な知識の獲得を目的とした、ミニ研修（講義）を行います。

精神科入院においては、基礎的な知識があることによって、緊急時や夜間・休日の対応であっても、よりスムーズに医療に繋げることができたり、関係機関同士のコミュニケーションが円滑になる可能性があります。精神科医療機関と連携する上で必要性の高い、精神科入院制度の基礎知識や、その他当センターの主要業務である精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）について学んでみませんか。

- 受講対象者 堺市内で現に精神障害者の相談支援に従事する職員
- 日 時 平成 30 年 7 月 31 日（火） 14 : 00 ~ 15 : 30
- 講 師 嘉島 梨沙（精神保健福祉士）
堺市こころの健康センター
- 会 場 堺市立健康福祉プラザ 3階 大研修室
堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号
- 定 員 50 人程度
- 申 込 み 別紙受講申込用紙(1)(2)により、機関ごとにFAXでお申込みください。なお、応募者多数の場合は、各機関1名を優先枠とし抽選といたしますので、恐れ入りますが、参加希望者に優先順位をおつけください。抽選の結果、ご参加いただけない場合のみ、ご連絡いたします。

✂ 申込み締切り 平成 30 年 7 月 23 日（月）まで

堺市こころの健康センター
担 当 山根・大上・三星
住 所 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ3階
電 話 072-245-9192
F A X 072-241-0005